

保護者様

磐田市立福田小学校長
磐田市教育委員会学校教育課長

新型コロナウイルス感染症拡大防止について（通知）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、適切に御対応いただきありがとうございます。

さて、厚生労働省よりオミクロン株は感染性が従来株に比べて高い可能性があるという見解が示されています。そのため、学校における感染拡大を防止するため対策を講じてまいります。

保護者の皆様におかれましては、下記のことについて御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

記

1 感染者が確認された場合の対応

児童が感染者と確認された場合は、校長は、感染した児童生徒を出席停止とします。
また、児童が濃厚接触者と判定された場合も、同様です。

2 感染者との接触等についての聴き取り

児童に感染が判明した場合や、濃厚接触者と判定された場合に、感染者本人への行動履歴等の聴き取りを学校が行い、保健所等へ連絡します。

【聴き取る内容の例】

- 換気されていない同一空間に、30分以上いたか。
- マスクを外して（鼻出し・顎マスク）、1m以内かつ15分以上の会話が交わされたか。
- 1m以内の距離で、互いにマスクなしで会話が交わされたか。（給食時や歯磨き時）
- 飛沫が飛んだり、身体接触したりする活動があったか。
- 使用前後に手洗いをせずに、道具等を共有した場面があったか。
- 社会体育等でマスクを外して大声を出す活動、呼気が激しくなる運動を共にしたか。

3 臨時休業の判断について（状況に応じて検討・決定します。）

(1) 学級閉鎖等を行うことが考えられる状況・範囲

- ・学級内に複数人の感染者が出た場合
- ・学級内に1名の感染者と、複数人の濃厚接触者が出た場合
- ・学級内に1名の感染者と、複数人の体調不良者が出た場合
（※感染者や濃厚接触者が在籍する学級で、朝の健康観察の段階で、児童が風邪の症状等で欠席者が複数いる場合は、対応を検討します。）
- ・感染者への行動調査の結果から、学級内で感染の可能性が高まった場合

(2) 臨時休業等を行う範囲

児童への行動調査の結果を基に、学校、学年、学級閉鎖の範囲を、教育委員会、学校、学校医、保健所等と相談し決定します。

(3) 臨時休業等を行う期間

期間としては、3日程度を目安に、感染の拡大状況、児童等への影響等を踏まえて、必要な期間を判断します。ただし、状況に応じて、延長の可能性があります。

4 学校における感染症対策

- ・学校では、手洗いや手指消毒の呼び掛けをはじめ、日常生活における子供の指導、換気・触れる機会の多い共用部分の消毒など、清潔な環境づくりを引き続き行っていきます。
- ・子供たちが、「うつらない・うつさない」ために自分で判断し、適切な行動が取れるように、実際の場面をとらえて具体的に指導し、考えるようにしていきます。
- ・さらに、学校の教育活動全般にわたり、以下の原則をもとに感染症の予防に努めるとともに、感染リスクが高いと考えられる教科・活動は方策を講じながら実施していきます。

本校における感染症対策の原則

- ・密接・密集を避けるため、互いの距離を1m以上とって活動します。
- ・マスクを外して行う必要のある活動は、15分以内とします。
- ・密閉を防ぐため、授業中も窓や戸を開け、換気をします。
- ・共用で使うものは、使用前と使用後に消毒します。
- ・特別教室を使用する際は、授業前・授業後に手指の消毒をします。

① 感染リスクの高い教科・活動の感染対策について

【体育科】

- ・長縄跳びは、順番待ちの際に密集するので、距離をとりながら行います。
- ・近距離で接触するボール運動は、大人数でのゲームを行わず、少人数で行います。

【音楽科】

- ・飛沫防止のため、歌う時はマスクをして、同じ方向を向いて行います。「1回につき5分以内・授業では2回まで」とします。
- ・リコーダーや鍵盤ハーモニカの演奏も飛沫防止のため、「5分以内・授業では1回」とします。

【外国語活動・外国語】

- ・共用部分を減らすため、イングリッシュルームを使用せず、教室で行います。
- ・歌やチャンツは飛沫防止のため、座席で声を抑えて行います。

【理科】

- ・理科室でしかできない実験は、理科室を使用します。
- ・第2理科室は子供たち同士の距離が近いため、当面の間、第1理科室を使用します。

【家庭科】

- ・調理実習は、家庭科室に入る人数を減らし、1つのテーブルに2人までとします。

② 授業におけるペアやグループで行う対話活動について

- ・互いの距離を保つため、座っている座席から椅子を動かさず、体の向きだけ変えて話し合うようにします。
- ・声量は抑え、時間は短く1～2分とします。
- ・タブレットを活用することで、授業での飛沫の拡散や、子供たちの近距離での活動を防いでいきます。

5 家庭へのお願い

- ・毎朝、家庭で検温と体調確認を丁寧に行い、お子様に発熱、せき、のどの痛み、鼻水などの症状があった場合は学校に連絡し、症状が改善されるまで自宅で休養させてください。
- ・同居の御家族等に発熱等による体調不良、風邪症状がみられる場合、お子様に体調不良が見られなくても「同居の御家族等の症状が改善されるまで」または「医師等により新型コロナウイルス感染症ではないと判断されるまで」登校を控えてください。
- ・できるだけ人混みへの外出は控えることはもとより、大人数での会食等は控えてください。

担当 教 頭
(竹内 克己)

電話 55-2129